

椎の木

SHII-NO-KI

税を
考
え
る
週
間
(11月11日～17日)



目黒の歳時記：自由が丘女神まつり

女神まつりは、昭和36年に自由が丘駅前広場に建てられた「蒼穹（あおそら）の像」（通称「女神像」）にちなんで、昭和48年から始まったもので、自由が丘では年間を通じて多くのイベントが行われていますが、この「女神まつり」はその中でも最大のイベント。毎年10月上旬に開催され、今年は10月9日（日）、10日（体育の日）開催されます。

※目黒法人会広報委員会では表紙写真を公募しています。
次号は1月10日発行予定。



女神像

Contents

目黒税務署長挨拶	2	助成金の活用法	8
目黒税務署からのお知らせ	3	写真で見る活動紹介	10
都税事務所からのお知らせ	5	イベント情報	12
区役所だより	6	お知らせ／編集子／編集後記	14
健康エッセイ	7		

目黒法人会は、目黒税務署管内の企業及び目黒法人会の事業に賛助する方々が会員となり、“税”を中心に地域企業の健全な発展、地域社会への貢献を目的として活動しています。

目黒法人会は「消費税期限内完納」を推進しています。

目黒税務署からのお知らせ

着任のごあいさつ

目黒税務署長
正岡 裕章

公益社団法人目黒法人会の会員の皆様方におかれましては、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

この度の人事異動により、札幌国税局管内の帯広税務署から転任してまいりました正岡でございます。前任の諏方署長同様、よろしくお願い申し上げます。

竹内会長をはじめ会員の皆様方には、日頃より法人会活動を通じ、税務行政に対しまして、深いご理解と格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

貴会におかれましては、「よき経営者を目指すものの団体」として、正しい税知識の普及と納税意識の高揚を図るため、税に関する様々な研修や講演会を開催されるとともに、将来を担う小学生に対する租税教育の充実にも積極的に取り組まれるなど、税務行政

の円滑な執行に大きな役割を果たしていると感じ、大変心強く感じております。

さて、最近の税務行政を取り巻く環境は、経済取引の国際化とICT化の進展により複雑・困難化し、また、今年1月から利用が開始されました社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)への対応など、大きな変革時期に置かれており、このため国民の税に対する関心は一層高まっています。

こうした状況の中、「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する。」という国税庁の使命を果たすため、私どもといたしましては、e-Taxの更なる普及推進に取り組むとともに、納税者サービスの充実と適正・公平な税務行政の推進に向け、納税者の皆様方のご理解とご協力と信頼を得るために最善の努力をしているところであります。

貴会におかれましては、昨年11月に「消費税期限内完納推進」を宣言し、推進運動に取り組んでいただいているところであり、感謝申し上げます。私どもといたしましても、引き続き期限内完納の推進に取り組んでまいります。

また、貴会の事業計画の基本方針に盛り込んでいただいております「e-Taxの利用率向上」につきまして

は、納税者の皆様方の利便性向上につながるものでございますので、私どもも更なる利用促進に向けて取り組んでまいります。

さらに、昨年10月より社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)の番号通知が行われ、今年1月から順次、利用が開始されております。国税分野におきましても、例えば平成28年1月1日以後に開始する事業年度の法人税及び地方法人税、並びに同日以後に開始する課税期間の消費税及び地方消費税の申告書に法人番号の記載が必要となりました。国税庁のホームページにてお知らせしているところではあります。が、制度の定着に向け、更なる広報に努めてまいります。

会員の皆様方には、様々な取組みを通じて多大なるご支援をいただいているところですが、今後とも、「e-Taxの利用率向上」に向けた取組みを推進していただきますようお願い申し上げます。結びに当たりまして、「マイナンバー制度の周知」のためのお力添えを賜りますよう併せてお願い申し上げます。

目黒法人会の益々のご発展と会員の皆様方のご健勝並びにご事業のご繁栄を心から祈念いたします。着任の挨拶とさせていただきます。

国税に関する
マイナンバー制度の
最新情報は

国税庁ホームページのトップページ

社会保障・税番号制度<マイナンバー>
法人には、法人番号が通知されます。



をクリック

「税を考える週間」 暮らしを支える税

「税を考える週間」とは、国民の皆様へ、より能動的に税の仕組みや目的等を考えていただき、国の基本となる税に対する理解を一層深めてもらうとともに、税務行政に対する理解及び納税意識の向上を図ることを目的として行っている広報・広聴週間です。

本年度のテーマは「暮らしを支える税」であり、国税庁の適正・公平な課税と徴収のための取り組みを紹介するとともに皆様へ国民生活と税の関わりについて考えていただき、税務行政に対する理解を深めていただくための各種行事を行います。

開催行事	開催日程	会場等	摘要
税務講演会 講師：目黒税務署 正岡 裕章 署長	11月17日（木） 午後6時～7時	目黒区総合庁舎 大会議室	出席ご希望の方は目黒法人会にご連絡ください。 当日のご出席も歓迎いたします。
租税劇 「授かりし剣は誰れの手に」	午後7時～8時		
納税表彰式	11月11日（金） 午後4時～	目黒区総合庁舎 大会議室	式典終了後祝賀会
東京税理士会目黒支部 による税の無料相談	11月14日（月） 午前11時～午後4時	目黒区総合庁舎1階ロビー フレール・ウィズ自由が丘 東京税理士会目黒支部	相談希望の方は当日会場へお越しください。
税の作文・標語等の展示	11月11日（金）～ 11月17日（木）	目黒税務署1階ロビー 目黒区総合庁舎1階ロビー	左記の期間ご自由にご覧いただけます。

目黒税務署 定期人事異動（平成28年7月10日）

	新		旧		
	氏名	異動元	氏名	異動先	
署長	正岡 裕章	帯広 署長	諏方 正良	（退職）	
副署長	（法人担当）	内田 豊子	（留任）	内田 豊子	（留任）
	（総務担当）	福山 命	（留任）	福山 命	（留任）
	（個人担当）	藤本 英昭	局 課一 料調2 総括主査	吉田 賢一郎	渋谷 資産 特官
特別国税調査官（法人）	田邊 博樹	緑 法人 特官	山下 恭史	立川 開発 特官	
総務課長	木村 喜之	局 総務 厚生 総括主査	吉澤 勝美	雪谷 個人 特官	
特別国税調査官（法人）	牧原 正和	東村山 法人1 統括官	若松 久則	（再任用）蒲田 法人4 上席	
法人課税第1部門統括官	齋藤 孝人	横浜中 法人 特官	丸屋 剛	渋谷 法人 特官	
法人課税第2部門統括官	三井 美紀子	（留任）	三井 美紀子	（留任）	
法人課税第3部門統括官	工藤 康治	甲府 法人3 統括官	鈴木 宗利	横須賀 法人3 統括官	
法人課税第4部門統括官	氏家 康次	局 調一 調査総括 主査	横山 正幸	京橋 個人5 統括官	
法人課税第5部門統括官	山本 晃二	（留任）	山本 晃二	（留任）	
法人課税第6部門統括官	日高 和朗	板橋 法人7 統括官	橋本 直	局 調四 調査56 主査	
情報技術専門官（法人）	五十嵐 公彦	麻布 法人 情技官	安部 伸昭	雪谷 法人1 統括官	
審理専門官（法人）	青柳 和美	（留任）	青柳 和美	（留任）	
連絡調整官（法人）	百武 順子	（留任）	百武 順子	（留任）	
法人審理担当上席	天野 周士	局 調三 調査総括 調査官	財津 由美子	渋谷 法人1 上席	
源泉審理担当上席	七澤 満里子	（留任）	七澤 満里子	（留任）	

社会保障・税番号制度 ～マイナンバー制度～



社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現することを目的として、マイナンバー制度が始まりました。

★税務関係書類（申告書・申請書など）にマイナンバーを記載してください。
マイナンバーの記載が必要となる時期の例は次のとおりです。

税目	記載対象	一般的な場合
所得税	平成28年分以降の申告書	平成28年分の場合 ⇒平成29年2月16日から3月15日まで
贈与税	平成28年1月1日の属する年分以降の申告書	平成28年分の場合 ⇒平成29年2月1日から3月15日まで
法人税	平成28年1月1日以降に開始する事業年度に係る申告書	平成28年12月末決算の場合 ⇒平成29年2月28日まで
消費税	平成28年1月1日以降に開始する課税期間に係る申告書	〈個人〉平成28年分の場合 ⇒平成29年1月1日から3月31日まで 〈法人〉平成28年12月末決算の場合 ⇒平成29年2月28日まで
相続税	平成28年1月1日以降の相続又は遺贈に係る申告書	平成28年1月1日に相続があったことを知った場合 ⇒平成28年11月1日まで
酒税・間接諸税	平成28年1月1日以降の移出等に係る申告書	平成28年1月分の場合 ⇒平成28年2月1日から2月29日まで
法定調書	平成28年1月1日以降の金銭等の支払等に係る法定調書（※）	（例）平成28年分給与所得の源泉徴収票、平成28年分報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書 ⇒平成29年1月31日まで
申請書・届出書	平成28年1月1日以降に提出する番号の記載が必要となる申請書等	各税法に規定する、提出時期

※法定調書の提出義務者は、税務署に法定調書を提出する際に、金銭等の支払を受ける方等の番号の記載とともに、提出義務者本人の番号の記載も必要となります。

平成28年分 年末調整等説明会開催のお知らせ

本年も、以下の日程で年末調整等説明会を開催します。是非ともご出席くださいますよう、よろしくお願い致します。

開催日	開催時間	説明会会場	対象地域（※）
11月9日(水)	用紙配布 午後1時00分～1時30分	めぐるパーシモンホール （大ホール） 目黒区八雲 1-1-1	大岡山・柿の木坂・自由が丘・洗足・平町・鷹番・中央町・中根・原町・東が丘・碑文谷・緑が丘・南・目黒本町・八雲
	説明会 午後1時30分～4時00分		
11月10日(木)	用紙配布 午後1時00分～1時30分	めぐるパーシモンホール （大ホール） 目黒区八雲 1-1-1	青葉台・大橋・上目黒・駒場・五本木・下目黒・中町・中目黒・東山・三田・目黒・祐天寺
	説明会 午後1時30分～4時00分		

※対象地域の説明会に出席できない場合には、他の地域の説明会に出席されても差し支えありません。

目黒都税事務所からのお知らせ

認定長期優良住宅を新築した場合 固定資産税が減額されます



●減額の対象となる住宅

- ①平成30年3月31日までの間に新築された住宅であること
- ②「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」第10条第2号に規定する認定長期優良住宅であること
- ③居住部分の床面積の割合が当該家屋の2分の1以上であること
- ④1戸あたりの床面積が50㎡以上280㎡以下であること（ただし、貸家の用に供する一戸建て以外の住宅については、40㎡以上280㎡以下）

●減額される期間・税額

減額される期間 新たに固定資産税が課税される年度から5年度分（3階建以上の耐火・準耐火建築物については7年度分）

減額される税額 当該住宅の固定資産税額（居住部分で1戸あたり床面積120㎡相当分までを限度）の2分の1が減額

減額を受けるには、住宅が新築された年の翌年（1月1日新築の場合はその年）の1月31日までに、減額の申告が必要です。

住宅建替え中でも固定資産税・都市計画税(土地) の住宅用地の特例が受けられます！（23区内）

毎年1月1日に住宅の敷地になっている土地（住宅用地）は、固定資産税・都市計画税の課税標準の特例により、**税負担が軽減**されています。既存の住宅を取り壊し、1月1日に住宅を新築中の土地や建替え予定地は、原則として住宅用地の特例が適用されませんが、**23区内**では所定の要件すべてに該当する場合は、申告により住宅用地の特例が継続して受けられます。

●平成29年度向け該当要件

- ①平成28年1月1日現在、住宅用地であったこと
- ②平成29年1月1日現在、住宅の新築工事に着手していること
（平成29年1月1日までに住宅の新築について建築主事または指定確認検査機関が確認申請書を受領していることが確認でき、かつ、3月末日までに着工した場合も、同様に取り扱います。なお、事前審査のための確認申請書は該当しません。）
- ③住宅の建替えが、平成28年1月1日における建替え前の住宅の敷地と、同一の敷地で行われていること
- ④住宅の建替えが平成28年1月1日における建替え前の住宅の所有者と、同一の者により行われていること

★ 詳しくは、目黒都税事務所 TEL 03-5722-9001（代表）まで ★

区役所だより



◆目黒シティラン開催

平成28年11月27日(日)に「区民のための、区民がつくる、来街者を巻き込んだ誰もが楽しめるスポーツイベント」として「第1回目黒シティラン～健康マラソン大会～」を開催します。

◆大会コース

目黒区総合庁舎前をスタート・フィニッシュ地点として、駒沢通り、自由通り、目黒通り、山手通りと目黒区の主要なメインストリートを一週10km駆け抜ける、区内のほぼ全域を利用したコースです。また、サブイベントとして、車いす、小学生、中学生、親子ペアで参加する2.5kmのミニマラソンや1kmウォーキングを駒沢通りで行います。

◆沿道演出

10kmのコース8か所でダンスや鳴り物による応援演出を行います。この他にも総合庁舎や中目黒小学校を会場に公募した大会ロゴマークのパネル展やオリンピック・パラリンピックの写真撮影コーナーなども設けますので、ぜひランナーへの声援と各会場へのご来場をお待ちしております。

◆交通規制について

マラソンは8:30スタートです。コース及び周辺道路では、午前中の時間帯で交通規制とこれに伴いバスの運行規制が行われます。マラソン当日はご迷惑をお掛けしますが、何卒、ご理解ご協力をお願い申し上げます。

◆詳しくは目黒シティラン大会公式ホームページをご覧ください。

<http://meguro10k.jp/> 又は「目黒シティラン」で検索してください。

担当：オリンピック・パラリンピック推進課 TEL 03-5722-9361

目黒区・目黒法人会共催事業

仕事と生活の調和を目指して

ワーク・ライフ・バランス推進講座

「中小企業におけるワーク・ライフ・バランスの推進と導入の効果について」を開催します

- ◆日時 平成28年12月9日(金) 午後2時から午後5時
- ◆場所 目黒区男女平等・共同参画センター9階会議室(中目黒スクエア内、中目黒2-10-13)
- ◆内容 ワーク・ライフ・バランスを推進するための基本的考え方やその効果について学びます。また、中小企業の特性を活かした取組を実践している企業による事例紹介もあります。
- ◆講師
 - ・東京都社会保険労務士会 山手総括支部 目黒支部 支部長 小林 富佐子氏
 - ・ソウ・エクスパリエンス株式会社 代表取締役 西村 琢氏
(平成27年度目黒区ワーク・ライフ・バランス推進事業者表彰企業)
- ◆定員 42名
- ◆申込 電話またはFAXで(公社)目黒法人会事務局まで 電話 3712-9588 FAX3712-8829

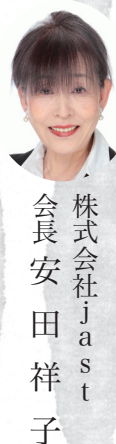
お問合せ先：目黒区人権政策課 男女平等センター係 TEL 03-5721-8570

目黒区役所ホームページ <http://www.city.meguro.tokyo.jp/>

目黒区内中学生の作品 — 納税で 築いていこう 明るい未来 —

健康エッセイ

脳のおはなし②



株式会社 j a s t
会長 安田祥子

脳は老化するのでしょうか？

年齢を重ねると脳は老化するのでしょうか？まず老化とは何か、からお話を始めましょう。老化とは簡単に定義すると加齢に伴う身体の機能の低下を指しています。因みに老化には個人差があり、一般的には20〜30代で始まると言われています。では脳はどうでしょうか？高齢の方とお話すると反応が鈍かったり、同じ話の繰り返しが多いために脳も老化していると考えがちですが、脳機能の全てが老化しているわけではありません。たとえば知能は経験値による問題解決能力（結晶性知能）と経験の無い問題を解決し適応する能力（流動性知能）の2種類に分けることができます。このうち、結晶性知能は年齢を重ねるほど向上すると言われています。一方の流動性知能は残念ながら若者には敵いません。加齢と共に向上する結晶性知能には言語能力などなるほどと思うものもありますが、驚くことに創造性も分類

されています。鑑みますと確かに芸術家などの作品には晩年の傑作が多くありますよね。流動性知能の衰えによつて「お年寄り頑固」とレッテルを貼られがちになるのは残念なことです。自分自身の自覚も必要ですが、知能の形態を知ることでの自分の意見が頑固なのか正論なのか検討することも脳の訓練に役立ちます。認知機能の低下を知る一つの方法として「自分の状況をきちんと認識できない（見当識の欠如）と自己モニタリングできない（自己認識の欠如）などがありますので、ご自身と向き合う内省の時間を持つことも脳力を向上させる方法と言えます。

脳にはエネルギーが必要です

脳にしっかりと働いてもらうにはエネルギーを確保しなくてはなりません。脳は大食漢にも拘らずエネルギーを溜めておくことができないために常に補給を必要としています。通常身体の他の部位は脂質やたんぱく質などもエネルギー源となります

が、脳の唯一のエネルギー源は糖質（ブドウ糖）だけです。脳は食事でとり入れた糖質の約50%をすぐに消費してしまうのです。記憶力の低下を感じる、甘いものがしきりに欲しくなる、集中力が欠けるなどは脳の老化ではなくエネルギー不足を知らせる脳からのサインかもしれません。また、起床時にぼんやりする、寝起きが悪いなどは糖質の不足によつて起こる血糖値の低下が原因の可能性もあります。朝食には果物やごはんなど糖質の多い食卓で脳をサポートしてあげましょう。

記憶力アップ術

少し話が変わりますが前回「簡単に記憶力を向上させる方法はない」と書きましたが、面白い研究報告を見つけました。それによると①「記憶する前に右手を45秒間ぎゅつと握る」↓「15秒間休む」↓「45秒間右手をぎゅつと握る」↓「記憶する、②

「思い出す前に左手を45秒間ぎゅつと握る」↓「15秒間休む」↓「左手を45秒間ぎゅつと握る」↓「思い出すというだけの簡単な方法です。（ぎゅつと握る場合にはボールなど反発力のある物を利用する方が効果的です）j a s tにはJ A M Aという教育機関がありその受講生10

名にこの方法を試してみましたが、実際、90%の受講生の記憶力が向上していました。但しこの方法は右利きの方のみで研究を行った結果です。左利きの方には当てはまりません。皆様も一度お試し頂くのも一興かと。（くれぐれも握り手を間違えないように！）手の所作と脳の関連を研究した報告は多くあります。例えば利き手と反対の手を利用することで自心が養われ、怒りっぽかったり、気分が変わり易くて困っているなどの場合には効果的です。自覚のある方はPCのマウスを反対の手で操作するなど日常生活の中でお試しください。また、両手を利用することで情報処理能力の向上も図れるそうです。手は情報を受け取る最前線です。脳と連動して私達が適切な社会生活を送る手助けをしています。今日はゆつくり手をご覧になって労ってあげてください。



株式会社 j a s t
j a s t 健康相談室
j a s t ロイヤルクラブ
j a s t ファーストクラブ
お問い合わせ
☎ 03-6265-0263
HP <http://www.jast1.jp>

助成金の 活用法

株式会社エフアンドエム 東京本社

7月28日に「売上を変えずに会社にお金を残す方法」のテーマでセミナーを担当させていただきました。いただきました株式会社エフアンドエムです。

売上を伸ばすのが難しい時代であり、マイナス金利が始まり金融情勢が不安定な今を生き抜くための情報として、今回「売上を変えずに会社にお金を残す方法」の1つのテーマの【助成金の活用】をご案内いたします。

助成金の活用

今回説明します助成金は投擲投資とは異なり返済不要でもらえるお金になります。その助成金の原資は税金を使っているのではなく、雇用保険の一部が使われています。

雇用保険料率表

業種	雇用保険料率	事業主負担		
		労働者負担	失業等給付の保険料率	
			雇用二事業の保険料率	
一般の事業	13.5 / 1000	5 / 1000	5 / 1000	3.5 / 1000
農林水産 清酒製造業	15.5 / 1000	6 / 1000	6 / 1000	3.5 / 1000
建設業	16.5 / 1000	6 / 1000	6 / 1000	4.5 / 1000

特定求職者雇用開発助成金 (特定就職困難者雇用開発助成金)

概要	高年齢者（60～64歳）、障害者、母子家庭の母等をハローワークや民間の職業紹介事業者の紹介により継続して雇用する労働者として雇い入れた事業主 ※65歳以上の方の場合は、 高年齢者雇用開発特別奨励金（1人当たり70万円） 短時間労働者の場合（1人当たり50万円）
金額	高年齢者、母子家庭の母等 1人につき60万円（短時間労働者40万円） 身体・知的障害者 1人につき120万円（短時間労働者80万円）
窓口	都道府県労働局またはハローワーク

キャリアアップ助成金（正規雇用等転換コース）

概要	パートタイム労働者・有期契約労働者から正社員に転換する試験制度等を設け実際に転換または、派遣労働者の直接雇用を行った事業主
金額	①有期契約労働者⇒正規雇用 1人60万円（母子・父子家庭は70万円） ②有期契約労働者⇒無期雇用 1人30万円（母子・父子家庭は35万円） ③無期雇用労働者⇒正規雇用 1人30万円（母子・父子家庭35万円）
窓口	都道府県労働局またはハローワーク

三年以内既卒者等採用定着奨励金

概要	<p>学校、専修学校、各種学校、外国の教育施設、公共職業能力開発施設、職業能力開発総合大学校の学校等を卒業または中退した者でこれまで通常の労働者として同一の事業主に引き続き12か月以上雇用されたことがない者を雇入れた事業主</p> <p>※平成31年3月31日までに募集等を行い、平成31年4月30日までに対象者を雇入れた事業主が対象となります</p>
窓口	都道府県労働局またはハローワーク

対象者	1人目			2人目		
	1年 定着後	2年 定着後	3年 定着後	1年 定着後	2年 定着後	3年 定着後
既卒者	50万円	10万円	10万円	15万円	10万円	10万円
高校 中退者	60万円	10万円	10万円	25万円	10万円	10万円

Copyright F&M co.,ltd. All rights reserved. 2016

2

介護支援取組助成金

概要	<p>労働者の仕事と介護の両立に関する取組を行った事業主に助成</p> <p>【支給対象】 厚生労働省で作成している『介護離職を予防するための両立支援対応モデル』に基づく取組をしていること</p> <p>以下の全ての取組を実施した場合に支給 ①従業員の仕事と介護の両立に関する実態把握(社内アンケート) ②介護に直面する前の従業員への支援(社内研修の実施、リーフレットの配布) ③介護に直面した従業員への支援(相談窓口の設置及び周知)</p> <p>※『介護離職を予防するための両立支援対応モデル』は厚生労働省HPで公開</p>
支給額	60万円(1企業1回のみ)
窓口	都道府県労働局またはハローワーク

Copyright F&M co.,ltd. All rights reserved. 2016

3

種類が多く複雑な制度で申請が面倒と思っていると本来受給出来る助成金を取りこぼしやあきらめてしまうことが多いようです。

この機会ですので、是非自社でどんな助成金が該当しているか、受給の条件はなにかを知ることが1番だと思います。

助成金を上手く活用するポイント
は最新情報入手することです。

売上を変えずに会社にお金を残す1つの手段として是非、助成金を上手く活用してみたいかがでしょうか。

簡単なアンケートをご記入いただきますと助成金の無料診断も出来ますのでお問合せ下さい。

お問い合わせ窓口
株式会社エフアンドエム
SRSTATION事業本部
(03) 6225-3123

医療セミナー 「知って、備えて、がんでも上手に生きるコツ」



開催日：7月5日
 場 所：目黒雅叙園
 講 師：一般社団法人CRSプロジェクト認定講師
 松井垂矢子 氏

写真でみる
活動紹介

「目黒区商工まつり」



税金クイズ・一億円重さ体験で税PR



法人会ブースと社会福祉協議会てっちゃん

開催日：7月23～24日
 場 所：目黒区民センター

「熊本地震災害義援金を日本赤十字社に寄付」



会員の皆様、一般の方よりいただきました熊本地震災害義援金
 2,222,621円を8月2日日本赤十字社に寄付いたしました。

経営者限定セミナー「売上を変えずに会社にお金を残す方法」



開催日：7月28日
 場 所：法人会館
 講 師：(株)エフアンドエム

「阿波踊り練習会」 (通算10回)



「中目黒夏まつり」 (阿波踊り：目黒法人会連)



開催日：8月6日
場 所：目黒銀座周辺
参加者：92名 (法人会連)

「目黒区民まつり (SUNまつり：目黒税務連絡協議会主催)」



税金クイズで税のPR

「3級簿記講座」 (目黒区共催：15回シリーズ)



開催日：9月7日より15回
場 所：目黒区民センター
講 師：税理士 西ゆかり 氏



一億円重さ体験

開催日：9月18日
場 所：目黒区民センター

平成 28 年度分 年末調整等説明会 (誰でも参加自由)	11月1日(火) 13時30分～17時	目黒税務署 3階会議室	・給与所得者の年末調整のしかた ・法定調書の作成と提出について ・給与支払報告書の作成と提出について
平成 28 年度分 年末調整等説明会 (誰でも参加自由)	11月9日(水) 13時30分～17時	めぐるパーシモン ホール 大ホール	対象地域:大岡山、柿の城阪、自由が丘、洗足、 平町、鷹番、中央町、中根、原町、東が丘、碑文谷、 緑が丘、南、目黒本町、八雲
平成 28 年度分 年末調整等説明会 (誰でも参加自由)	11月10日(木) 13時30分～17時	めぐるパーシモン ホール 大ホール	対象地域:青葉台、大橋、上目黒、駒場、五本木、 下目黒、中町、中目黒、東山、三田、目黒、祐天寺
目黒税務署 納税表彰式	11月11日(金) 16時～	目黒区総合庁舎 大会議室	・目黒税務署長表彰、感謝状贈呈 ・受表彰者祝賀会
税を考える週間 「税務講演会」 (誰でも参加自由)	11月17日(木) 18時～20時	目黒区総合庁舎 大会議室	・講師:目黒税務署長 ・租税劇:相続税 授かりし剣は誰れの手に 出演:目黒区納税貯蓄組合連合会
中小企業経営者 向けセミナー (誰でも参加自由)	11月18日(金) 14時～18時	目黒法人会館 2階会議室	・ゲームでわかる!「経営」と「財務」のしくみ (財務を理解して会社の問題が見える)
合同講演会 (第8・9・10支部) (協力 女性部会) (誰でも参加自由)	11月22日(火) 18時～19時30分	SMBC 日興証券 自由が丘支店 2階研修室	・演題:健康長寿(アラハン)を目指して70歳を 生きる ～口腔外科、マラソン、大腸がん、 被災地訪問～ 講師:山本悦秀氏(医) 社団六医会 城南歯科医院理事長
上級救命資格者 講習会 (誰でも参加自由)	11月25日(金) 9時～17時	目黒消防署 4階研修室	普通救命講習の内容に、傷病者管理、外傷の応急手 当、搬送法を加えたコースの上級救命講習で、東京 消防庁から技能認定書(3年間有効)が交付
第1回目黒シティラン 健康マラソン大会	11月27日(日) 8時30分スタート	目黒区総合庁舎 集合	・都心の幹線道路を思う存分走れるオシャレで贅沢 なコース ・初心者でも楽しめる10km!
パソコン基礎講座 (誰でも参加自由)	12月2日(金) 10時～12時	佐藤パソコン教室	・年賀状作成及びパソコンなんでも相談 (第11支部主催)
都税務研修会 (誰でも参加自由)	12月8日(木) 14時～15時30分	目黒法人会館 2階会議室	・法人事業税・都民税の税制改正概要 ・eLTAX(地方税ポータルシステム)の利用方法 と概要 ・固定資産税(償却資産)の概要、その他
仕事と生活の 調和を目指して (誰でも参加自由)	12月9日(金) 14時～16時	男女平等・共同参画 センター9階 (中目黒スクエア内)	・中小企業におけるワーク・ライフ・バランスの推 進と導入の効果について ・ワーク・ライフ・バランスを推進するための基本 的な考え方やその効果について

※公益社団法人目黒法人会事務局宛お願いします。

※他会会員の方、会員以外に一般の方のご参加をお待ちしています。

FAX: 3712-8829 TEL: 3712-9588 E-mail: mg_info@tohoren.or.jp

セミナー・講演会・イベント・相談会参加申込書(コピーしてお使いください)

参加行事名	開催月日	参加者ご芳名	ご役職名・その他

お申込会社名:

TEL

FAX

お申込会社住所:

E-mail:

公益社団法人 目黒法人会イベント情報

(どなたでも参加できます。お待ちしております。)

公益社団法人 目黒法人会では、各種セミナー・講演会・説明会を開催致しております。毎週水曜日は「研修の日」とし、下記以外にも随時開催しておりますので、公益社団法人 目黒法人会事務局 (TEL: 3712-9588) までお問合せください。
最新のイベント情報は、当会のホームページ (<http://www.tohoren.or.jp/meguro/>) をご覧ください。

行 事	日 時	会 場	内 容
人 事 労 務 相 談 室 (誰でも参加自由)	相談予約は 法人会事務局へ (TEL 3712-9588)	法人会館 もしくは申込会社	人事労務の諸問題を事業経営のなかでいかに解決するか等相談コーナー ・人事・労務・賃金全般 ・社会・労働保険全般 (厚生年金、健康保険、労働保険など) ・経営・金融など相談全般
インターネット セミナー	ご不明の場合は 法人会事務局へ (TEL 3712-9588)	ご使用のパソコン からアクセス下さい	・目黒法人会のホームページから無料でセミナーがご覧いただけます (http://www.tohoren.or.jp/meguro/) ・会員以外の方もセミナーが無料で受講できます
新設法人説明会 (誰でも参加自由)	10月13日(木) 13時30分	目黒税務署	新設法人対象 (会員不問) 税知識、会社設立に伴う 税務手続きを親切に解説します (ホームページの新設法人企業経営者の皆様に) を ご覧下さい
	12月9日(金) 13時30分		
	2月21日(火) 13時30分		
	4月24日(月) 13時30分		
	6月27日(火) 13時30分		
決算法人説明会 (誰でも参加自由)	10月17日(月) 14時	目黒税務署	決算期を迎える法人対象 (会員不問) 主に決算・申告の実務、法人税、消費税、印紙税、 源泉所得税等を解説します。
	11月24日(木) 14時		
	12月6日(火) 14時		
	1月16日(月) 14時		
	2月17日(金) 14時		
第4支部 医療講演会 (誰でも参加自由)	10月13日(木) 18時00分～	中目黒住区センター 2階 第5・6会議室	・演題:『中高年女性のヘルスケアのための食・ 栄養の役割』 ・講師:東京共済病院 院長 久保田 俊郎 氏
上級救命資格者講習会 (誰でも参加自由)	10月14日(金) 9時～17時	目黒消防署	普通救命講習の内容に、傷病者管理、外傷の応急手 当、搬送法を加えたコースの上級救命講習で、東京 消防庁から技能認定書 (3年間有効) が交付
税務研修会 (青年部会主催) (誰でも参加自由)	10月17日(月) 17時～18時30分	目黒法人会館 2階会議室	・税務調査における否認事例について法人税・消費 税・源泉所得税、所得税、相続税などから実際の 否認事例を学ぶ
源泉税実務研修会	10月20日(木) 13時30分～16時30分	目黒法人会館 2階会議室	・年末調整の仕方
租税教室 講師・アシスタント 養成研修会 (誰でも参加自由)	10月21日(金)	目黒法人会館 2階会議室 3階会議室	・租税教育の意義・目的について ・租税教室の進め方 ・DVD 研修 (実際の租税教室プレゼン時間配分、 講師・アシスタントテクニック) ・講師・アシスタント養成のための実技体験及び参 加者互師指導等
	11月15日(火)		
	12月9日(金)		
	1月20日(金)		
目黒地域福祉のつどい バザー出品 (誰でも参加自由)	10月22日(土) 10時30分～16時頃	中目黒 GT プラザ 周辺	自分には不要だが、他人には役立つもの (未使用の 物または新品同様) の寄贈をお受けいたしております。
第23回 めぐる童謡コンサート (税金クイズ等) (誰でも参加自由)	10月23日(日) 13時開演	めぐるパーシモン ホール 大ホール	・区立みどりがおかこども園 ・区立烏森小学校 森の合唱団 ・区立大鳥中学校 吹奏楽部 ・混声合唱サークル「Freuden Kreis」 ・童謡クラブ 萩の会 鳥取県わらべ館 田中直子氏 (うた)、 岩本真由子氏 (ピアノ伴奏) の皆さん出演
一泊研修会 (青年部会主催) (誰でも参加自由)	10月28日(金)～29日(土) 17時～翌日12時	生命の森リゾート 「日本メディカルト レーニングセンター」	・インストラクターの指導による生活習慣病予防、 健康管理増進向上を目的とする様々な研修・体力 測定等の実施、結果

お知らせ

「税を考える週間」 税務講演会のご案内

目黒税務連絡協議会では11月11日(金)～17日(木)の「税を考える週間」税務講演会を開催いたします。

- 場 所**：目黒区総合庁舎大会議室（目黒区上目黒 2-19-15）
- 時 間**：11月17日(木) 午後6時～8時
- 内 容**：（第1部）講師：目黒税務署長 午後6時～7時
 （第2部）租税劇（相続税）「授かりし剣は誰れの手に」 午後7時～8時
- 参加費**：無料

公益社団法人目黒法人会

第8・第9・第10支部合同講演会開催のご案内

- 日 付**：11月22日(火) 午後6時～
- 場 所**：SMB C日興証券自由が丘支店2階（目黒区自由が丘 2-11-21）
- 演 題**：「健康長寿（アラハン）を目指して70代を生きる」
 ～口腔外科・マラソン・大腸癌・被災地訪問～
- 講 師**：(医) 社団 六医会 城南歯科医院理事長
 金沢大学名誉教授 山本悦秀 氏
- 参加費**：無料

上記についてのお問合せ・申し込みは公益社団法人目黒法人会事務局へ
 Tel3712-9588 Fax3712-8829 E-mail:mg_info@tohoren.or.jp

編集子 秋茄子のはなし

「秋茄子は嫁に食わずな」と言われるくらい美味しいと言われる秋茄子。シギ焼、含め煮、みそ炒め、なんでも美味しい。

二宮尊徳という人がいて、初採りの茄子を口にして、「これはおかしい。初採りの茄子に秋茄子の味がする。今年は大飢饉じゃ。稗を蒔け。」と言って、コメの年貢を免じて稗を蒔かせたという。その年は日照りが続き、大飢饉となった。日照りに強い稗を育てた

おかげで、小田原藩からは一人の餓死者も出さなかったと言う。秋の業績というのは、ずっと前に決まる。微妙な世の動き、人々の嗜好の移り、大災害など、何が影響するかわからない。経営者の真剣勝負の采配で決まる。

法人会は小さな会社の集まりである。小さいなりに、パートのご婦人の本音も聞こえる。系列親会社の新思考も入ってくる。先輩業界人の経験も聞ける。大きな会社が小回り効かずの分、経営者の断で日々失敗、成功を繰り返しながら大きく前進するのが小さい会社である。茄子の味に限らず、何か変化の兆しはないかとアンテナを張り巡らすのも、大事な仕事であろう。

田島順一郎

編集後記

夏祭りのシーズンです。今回の「秋号の表紙」は「自由が丘女神まつり」の写真を掲載させていただきました。初めての編集長で、皆様に大変ご迷惑をおかけしましたが、なんとか「秋号」が完成いたしました。今後も委員の皆様のご協力をお願いいたします。ありがとうございます。

茂木秀雄

公益社団法人
目黒法人会会員

公益社団法人
目黒法人会会員

切り取って、決算シールとしてお貼りください。

優秀な人材の確保・定着化の切札

従業員を大切にする経営者の皆さまのために
社外で安心の積立を



東法連 特定退職金共済制度



東法連特退共済制度の5つの魅力

1. 従業員1人につき1口1,000円(月額)から30口まで加入できます。
2. 掛金は全額損金(又は必要経費)に算入できます。
3. 中小企業退職金共済制度(中退共)との重複加入が可能です。
4. 中小企業退職金共済制度(中退共)との被共済者単位での通算(受入と引渡し)も可能です。
5. 加入手続きは簡単です。

公益財団法人東法連特定退職金共済会とは

- 東京法人会連合会が母体となって昭和52年に設立されました。
- 所得税法施行令第73条に定める「特定退職金共済団体」として、税務署の承認を得て事業を開始し、現在約5,400社の事業所に制度をご利用いただいております。
- 東京都知事の公益認定を受けて、平成24年10月に公益財団法人に移行しました。

○この制度は大同生命と締結した「新企業年金保険契約」に基づいて運営しています。
○このご案内は、平成27年7月時点の制度内容に基づき記載されており、制度内容は将来変更されることがあります。
○ご加入にあたっては、必ず所定のパンフレットをご確認ください。

企C-27-9-S(平成27年7月31日)P6965

資料請求・お問い合わせは

TTK 公益財団法人東法連特定退職金共済会

〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町5番6号 全法連会館内
TEL : 03-3357-1641 FAX : 03-3357-1642
<http://www.tohoren-tokutaikyo.or.jp>



法人会の「経営者大型総合保障制度」は昭和46年に発足し、
会員のみなさまと共に歩んでまいりました。
これからも会員のみなさまをお守りしてまいります。



 **大同生命保険株式会社**

渋谷支社 第三営業課/東京都渋谷区道玄坂1-10-8
(渋谷道玄坂東急ビル3F) TEL 03-5489-6800



AIU損害保険株式会社

東京第五支店 営業一課/東京都新宿区西新宿2-4-1
(新宿NSビル14F) TEL 03-5320-2561